

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案の要点 【津波災害対策】

区分	NO	項 目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
総 則	1	<p>○津波想定については、富山県に適した考え方により実施</p> <p>〔部会でいただいたご意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が示す二つのレベルの津波については、太平洋側を想定しているものであり、日本海側では現実的には意味がなく、津波の到達時間など、富山県に適した考え方をすべき 	<p><内閣府、国土交通省></p> <p>○津波レベルの想定に関する技術的助言(新)</p>	<p>○津波シミュレーション調査による富山県における津波レベルの想定(富山県では、発生頻度の高い津波はない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国では、2つのレベルの津波を想定(太平洋側の海溝型地震を想定) <ul style="list-style-type: none"> ①発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波 ②発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 ・本県では、海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、上記①の百年に1度程度の「発生頻度の高い津波」は文献調査において確認されていない。上記②についても、文献調査において、東日本大震災のような(600～1,000年と推定される)海溝型の津波は確認されていない。 ・国においては、太平洋側の東海・東南海・南海地震などの海溝型地震による津波や、日本海側では、北海道沖から新潟県沖にかけての日本海東縁部で発生する地震による津波など、発生頻度の高い津波を想定して調査を実施しているが、本県の近海においては、調査が実施されていない。 ・本県では、念のため、あらゆる可能性を考慮して、県民の一層の安全・安心の確保に資するため、さらに発生確率の極めて低い、3～5千年に1度程度の活断層(呉羽山断層帯)や、未確認の断層(糸魚川沖や能登沖の断層)による津波を想定することとする。 <p>→ 第1章 第6節 第1</p>	-	-
	2	<p>○本県に影響する津波の設定</p> <p>〔部会でいただいたご意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉羽山断層帯は、海域に延びているので津波を起こす可能性があり。 ・糸魚川沖断層については、詳しい調査が行われていないが、短く見ても30～40km、長く見た場合は最大限のリスクを考え70～80kmと推定 	<p><文部科学省></p> <p>○調査研究(拡)</p>	<p>○本県に影響する津波の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波シミュレーション調査の対象地震として、呉羽山断層帯、糸魚川沖地震、能登半島沖地震に加え、参考までにこれまで連動が確認されていない断層が連動する場合(糸魚川沖の断層)も想定し、さらに、<u>最悪の事態を想定し、海岸保全施設等が「機能する場合」に加え、「破壊される場合」も想定することとする。</u> <p>→ 第1章 第6節 第3</p>	-	-
	3	<p>○被害想定等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の被害を調査分析し、被害想定の手法を改善 	<p><内閣府></p> <p>○被害想定手法等の見直し(拡)</p>	<p>○津波シミュレーション調査による津波高、到達時間、浸水想定図のほか、人的・物的被害の想定(呉羽山断層帯の海域部、糸魚川沖断層等の地震による津波被害について調査分析)(新)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波シミュレーション調査結果の追加 <p>→ 第1章 第6節 第3</p>	-	-

区分	NO	項 目	国	県地域防災計画			
				県	市町村	防災関係機関	
津波 予 防 対 策	4	<p>○多重防護と施設整備</p> <p>・津波による浸水被害を軽減し、避難のためのリードタイムを長くするため、粘り強い海岸保全施設等や多重防護としての道路盛土等交通インフラの活用等による二線堤を整備</p>	<p><国土交通省></p> <p>○技術研究○技術的助言(拡)</p> <p><指定地方行政機関></p> <p>○道路や海岸保全施設等の整備(拡)</p>	<p>○道路や海岸保全施設等の整備(粘り強い海岸保全施設等や道路盛土等を活用)(拡)</p> <p>・海岸保全施設等について、耐震診断や補強により耐震性を確保 内陸での浸水防止機能を有する道路盛土等を活用</p> <p>→ 第2章 第3節 第1</p>	同左	同左	—
	5	<p>○津波避難ビル等の指定、避難場所や避難路の整備</p> <p>・まちづくりと一体となって避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段を整備</p> <p>・津波避難ビル等については、指定要件や構造・立地基準を見直し</p> <p>[部会でいただいたご意見]</p> <p>・津波対策について、神通川の河口付近などの海岸近くに意図的に構造物を造ることは、人的被害を減らすにあたり有効</p> <p>・浜浜崎小学校など海岸近くの小学校は、将来的に移転か、もしくは津波高潮ステーションといった堤防と避難場所を兼ねた施設を整備すべき</p> <p>・津波の緊急避難場所は、自衛隊や消防機関の活動拠点となる場合が多いため、計画や訓練の段階から棲み分けておくべき</p>	<p><内閣府、国土交通省></p> <p>○津波避難ビル等の指定要件等の見直し(拡)</p>	<p>○市町村に対する避難場所・津波避難ビル等の指定に係る助言(想定される津波高、浸水想定域、到達時間の提示)(拡)</p> <p>○避難路・避難階段の整備(拡)</p> <p>・緊急避難先は、浸水の危険性が低い場所に整備</p> <p>・避難生活を送る避難場所と津波からの緊急避難場所とを間違わないよう、住民へ周知徹底</p> <p>・住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段の整備、住民への周知等を実施</p> <p>・緊急避難場所は、防災関係機関の活動拠点となることが多く、予め住民と防災関係機関が活用する場所の配置方針等を作成</p> <p>→ 第2章 第3節 第2</p>	<p>○避難場所・津波避難ビル等の指定(拡)</p> <p>○避難路・避難階段の整備(拡)</p> <p>○避難場所・津波避難ビル等の県民への周知(拡)</p> <p>・同左</p> <p>・民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保(いざという時に確実に避難できるような体制の構築)</p>	<p>・緊急避難場所は、防災関係機関の活動拠点となることが多く、予め住民と防災関係機関が活用する場所の配置方針等を作成</p>	
	6	<p>○ハザードマップの充実</p> <p>・配付することだけで認知度を高めることには限界。しっかりと伝える制度・仕組みを構築。</p> <p>[部会でいただいたご意見]</p> <p>・津波ハザードマップについては、必ず説明会を行い、「想定」であることをしっかりと説明することが必要</p> <p>・市町村間で作り方が違うハザードマップができないよう、県が統一的な指導をすることが必要</p>	<p><内閣府></p> <p>○「津波・高潮ハザードマップマニュアル」の見直し(拡)</p>	<p>○津波シミュレーション調査結果の県民への周知(HP、出前講座等による普及啓発)(新)</p> <p>・津波シミュレーション調査結果の県民への周知</p> <p>・広報媒体等活用(ラジオ、テレビ、新聞、HP)、出前県庁、防災アドバイザー、広域消防防災センターでの啓発、防災訓練を通じた啓発</p> <p>・市町村の津波ハザードマップ作成に対する助言</p> <p>→ 第2章 第6節 第1</p>	<p>○津波ハザードマップの県民への周知(新)</p> <p>・同左</p> <p>・土地取引における活用等を通じた内容理解の促進</p>	—	
	7	<p>○徒歩避難原則の徹底等と避難意識の啓発</p> <p>・徒歩による避難が原則。今回自動車で避難し生存した者も多かったことを踏まえ、自動車でも安全かつ確実に避難できる方策について、今後検討。</p> <p>[部会でいただいたご意見][部会でいただいたご意見]</p> <p>・呉羽山断層による津波は、規模は大きくないが到着は早い</p> <p>・地域によっては、自動車を使った避難も有効であり、自動車利用のルールをきちんと作る必要がある</p>	<p><内閣府></p> <p>○「災害時の避難に関する専門調査会」において検討(新)</p>	<p>○市町村に対する津波避難計画作成の助言(想定される津波高、浸水想定域、到達時間の提示)(新)</p> <p>○県民に対する避難行動の普及啓発(HP、出前講座等による普及啓発)(拡)</p> <p>・本県では、津波の規模や発生確率は海溝型地震と比べて低いものの、活断層地震が発生した場合、短時間での津波到達が予想されるため、地域の実情を踏まえ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりの推進</p> <p>→ 第2章 第3節 第2</p> <p>徒歩避難原則の周知(自動車免許所有者への啓発等)</p> <p>・徒歩による避難を原則としつつ、地域の状況を踏まえ、自動車利用も含めた</p> <p>・避難方策の検討</p> <p>→ 第2章 第5節 第3</p>	<p>○津波避難計画の作成(新)</p> <p>○県民に対する避難行動の普及啓発(拡)</p> <p>・本県の特성에応じた津波に対する具体的かつ実践的な津波避難計画の策定</p> <p>・同左</p>	—	
	8	<p>○災害時要援護者の避難支援</p> <p>[部会でいただいたご意見]</p> <p>・災害時要援護者が、津波から避難するための支援方策の検討が必要</p> <p>・5分以内の避難を考えた場合、要援護者の把握や支援などの体制づくりについて、重点的に考える必要がある</p>	<p><内閣府></p> <p>○「災害時の避難に関する専門調査会」において検討(新)</p>	<p>○市町村に対する津波避難計画作成の助言(災害時要援護者の避難方策の助言)(新)</p> <p>・防災、医療、保健、福祉等の専門分野の連携による、要援護者の避難後における支援方策の検討</p> <p>→ 第2章 第5節 第3</p>	<p>○津波避難計画の作成(災害時要援護者の避難方策の検討)(新)</p> <p>・平常時から要援護者の情報把握・共有、消防職団員等の避難誘導に係る行動ルール作成など、要援護者避難体制の整備</p> <p>・同左</p>	—	

区分	NO	項 目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
津波 予 防 策	9	○行政関連施設、福祉施設等は、浸水リスクが少ない場所に建設 ・最大クラスの津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難場所、福祉施設、病院等は浸水リスクが少ない場所に建設 〔部会でいただいたご意見〕 ・国においても重要施設については、津波の危険性が高い場合は見直すこととしているが、液状化や浸水しても機能を確保するなど、移転のみが答えではなく、今後調査・検討が必要	<国土交通省> ○「津波防災地域づくりに関する法律」の制定(新)	○「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく施策を実施(津波災害警戒区域等の設定等)(新) ・行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地 ・やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合は、建築物の耐浪化、非常用電源設置場所の工夫等を実施 中長期的には浸水の危険性の低い場所へ誘導 → 第2章 第3節 第2	同左 ・同左	—
	10	○地域防災計画と都市計画の有機的な連携 ・地域防災計画と都市計画を有機的に連携させ、長期的な視点で安全なまちづくりを推進	<国土交通省> ○「津波防災地域づくりに関する法律」の制定(新)	○「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく施策を実施(津波災害警戒区域等の設定等)(新) ・地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成など、津波防災の観点からのまちづくり推進 → 第2章 第3節 第2	同左 ・同左	—
	11	○防災教育の充実と地域防災力の向上 ・住んでいる地域の特徴や地震・津波に対する危険性、過去の被害状況、得られた教訓を踏まえ、継続的かつ充実した防災教育を全国的に実施 〔部会でいただいたご意見〕 ・知識の中に防災に対する「姿勢」を与えることに重きを置くことが重要 ・地域住民が絆を作れるような対応も必要 ・民間企業や住民などとの連携が重要	<文部科学省> ○「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において検討(新)	○児童生徒等に対する防災教育の強化(児童生徒等が防災に対する姿勢を身につける防災教育の実施)(拡) ○県民に対する防災知識の普及啓発の強化(県広域消防防災センターを活用した防災知識の普及啓発の実施)(拡) ○自主防災組織の育成強化(組織率の向上、活動の活性化方策の実施)(拡) ・住んでいる地域の災害の特徴など、児童生徒等に対する防災教育の推進 津波に関する意識啓発(避難行動に関する知識、津波の特性に関する情報、津波に関する想定の不確実性など) → 第2章 第6節 第1 自主防災組織の組織率向上、活性化 ・自主防災組織における津波対策資機材整備の促進 ・更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携促進 地域において防災リーダーとなる人材の育成 → 第2章 第6節 第2	同左 ・同左	—
	12	○実践的な防災訓練の実施 ・最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を、継続的・定期的実施 〔部会でいただいたご意見〕 ・昼間人口、夜間人口を把握して、人口の実態を踏まえた名簿の整理という観点を取り入れた実践的な訓練を行うべき	<指定地方行政機関> ○実践的な防災訓練の実施(拡)	○実践的な防災訓練の実施(季節、複合災害等のあらゆる事態を想定した県総合防災訓練の実施)(拡) ・訓練目的の具体的な設定、地震・津波被害の想定の詳細化、人口実態を踏まえた訓練参加者・実施時間、使用器材等の訓練環境の具体的な設定、参加者自身の判断も求められる訓練内容など、実践的な訓練の実施 地域住民、事業所、学校等の各々の主体による防災訓練実施の促進(実施時間や、津波の到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を実施するよう助言) → 第2章 第6節 第3	同左 ・同左	同左 ・同左
	13	○地震・津波観測体制の充実・強化 ・海域部の海底地震計、沖合水圧計、GPS波浪計等の観測体制を充実	<気象庁> ○海底地震計、GPS波浪計等による地震・津波観測体制の充実・強化(拡)	—	—	—

区分	NO	項 目	国	県地域防災計画		
				県	市町村	防災関係機関
津波 応急 対策	14	○津波警報と防災対応 ・津波警報は、その伝達すべき内容について、受け手の立場に立って検討 ・津波警報や予想される津波高に応じた防災活動・避難活動について、より具体的に検討	<気象庁> ○津波警報の改善等(拡)	○津波警報の改善を踏まえた防災活動の見直し(住民への津波警報等の伝達の改善等)(拡) (今後、気象業務法の改正内容を踏まえ、記述予定)	○津波警報の改善を踏まえた防災活動の見直し(拡) (同左)	— (同左)
	15	○情報伝達体制の充実・強化 ・防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等あらゆる手段を活用 ・広域停電や庁舎被災などを想定した対応を検討 [部会でいただいたご意見] ・エリアメールについて、津波情報など自治体単位の情報発信が無料となったので活用すべき ・空襲警報のように、まずサイレンで住民に確実に避難を伝達すべき [パブリックコメントでいただいたご意見] ・災害時に、コミュニティFM放送を活用し、避難指示を放送できる仕組みを構築すべき。	<指定地方行政機関> ○多様な伝達手段を活用した津波警報等の県民への周知(拡)	○多様な伝達手段を活用した津波警報等の県民への周知(エリアメール等の携帯電話を活用した避難情報の県民への伝達等)(拡) ・走行中の車両、運行中の列車、船舶等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、インターネット、エリアメール等の移動体通信事業者が提供するサービス、ワンセグ等あらゆる手段の活用 情報伝達手段の多重化、多様化 → 第3章 第2節 第2	○多様な伝達手段を活用した津波警報等の県民への周知(エリアメール等の携帯電話を活用した避難情報の県民への伝達等)(拡) ・同左	<通信事業者> ○エリアメール等の携帯電話を活用した津波警報等の県民への伝達手段の確保(拡) ・エリアメール等を活用した津波警報等の県民への伝達手段の確保
	16	○消防団員等の避難誘導・防災対応に係る行動のルール化 ・消防団員等の津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動のルール化 [部会でいただいたご意見] ・東日本大震災では、水門を閉めに行った消防団員が津波で被災し亡くなられたことが多くあったため、このようなことをさせない仕組みが必要 ・今回の震災では、避難誘導に当たった多くの消防団員や警察官が殉職していることから、避難広報や避難誘導の行動のルール化が大変重要	<内閣府> ○「地震・津波による被災実態調査」の実施(新)	○消防団員等の安全性を考慮した防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定(東日本大震災において、消防団員等に犠牲が出たことを踏まえ、消防団員等の防災対応等に係る行動ルールを策定)(新) ・避難誘導にあたり、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動のルール化 → 第2章 第5節 第3	同左 ・同左	— —
津波 復旧 対策	17	○長期的復興への備え [部会でいただいたご意見] ・長期的復興についても事前に検討しておくことが必要。	—	○長期的復興計画の策定(他県の先進事例の調査等)(新) 復興対策の研究の実施(第2章第4節第9) (中央防災会議の「防災対策推進検討会議」における最終報告書を踏まえ検討)	— 同左	— —